

広島県收受	
第	号
25.6.24	
処理期限	月 日
分類記号	保存年数

医政経発0621第5号
平成25年6月21日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
（公 印 省 略）

平成25年6月21日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

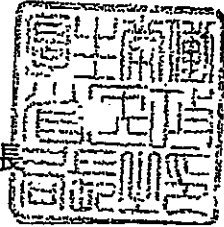
後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」（平成18年3月10日医政発第0310005号。以下「平成18年通知」という。）において通知し、「平成20年7月4日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成20年7月4日医政経発0704003号）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、平成25年6月21日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、公益社団法人日本医師会会長、公益社団法人日本歯科医師会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了解願います。



医政発第0310005号
平成18年3月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



後発医薬品の安定供給について

後発医薬品の安定供給について、平成18年度薬価制度改革の骨子（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会了解）を踏まえ、今般、別添通知のとおり、（社）日本医師会会長、（社）日本歯科医師会会長、（社）日本薬剤師会会長及び日本製薬団体連合会会長宛通知したので、御了知のうえ、貴管下関係者に対する周知方よろしくお願いいたします。

（参考）

平成18年度薬価制度改革の骨子（抄）

（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会総会）

- 後発品については、その収載に当たり必要な規格がすべて揃っていることを原則とするとともに、安定供給を確保するよう指導することとする。
【平成18年度実施】



医政経発 0621 第 1 号

平成 25 年 6 月 21 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

平成 25 年 6 月 21 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、平成 25 年 6 月 21 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしく願います。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

平成 25 年 6 月 21 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を挟んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び



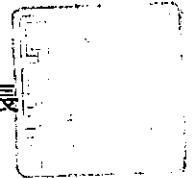
保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。



医政経発0621第2号
平成25年6月21日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



平成25年6月21日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」（平成18年3月10日医政発第0310004号。以下「平成18年通知」という。）において通知し、「平成20年7月4日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成20年7月4日医政経発0704002号）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、平成25年6月21日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了解願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成18年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。



医政経発0621第3号

平成25年6月21日

公益社団法人 日本歯科医師会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



平成25年6月21日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」（平成18年3月10日医政発第0310004号。以下「平成18年通知」という。）において通知し、「平成20年7月4日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成20年7月4日医政経発0704002号）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、平成25年6月21日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了解願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成18年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。



医政経発 0621 第4号

平成 25 年 6 月 21 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

平成 25 年 6 月 21 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号。以下「平成 18 年通知」という。）において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、平成 25 年 6 月 21 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。